

(市街化区域内農地転用) 農地法4条・5条届出 添付書類一覧表

必要書類	部数	備考
届出書	4条…2部	(松伏町農業委員会規定様式)
	5条…3部	
本人確認書類	備考参照	<p>1. 届出者が窓口申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。(5条の場合、譲受人と譲渡人両方)</p> <p>【1点でよいもの】 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等</p> <p>【2点必要なもの】 健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等</p> <p>2. 上記1以外の場合(代理人が持参する場合や郵送する場合等)、届出者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。(5条の場合、譲受人と譲渡人両方)</p> <p>運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち<u>2つの写し</u>。法人の場合は登記事項証明書等。</p>
委任状	1部	(松伏町農業委員会規定様式)
土地全部事項証明書	1部	3ヶ月以内のもの(法務局で交付)
申請地案内図	1部	住宅地図のコピー等
公図の写し	1部	3ヶ月以内のもの(コピー可)

- ◎ 届出受理には、おおむね1週間程度かかります。
- ◎ 届出受付は、開庁日毎日行っております。
- ◎ 平成9年10月16日付で農地法施行規則が改正され、土地改良区の受理証明書の添付が不要となりましたが、台帳地目が田の場合、農地転用除斥決済金は従来どおり納入する必要があります。詳細は下記土地改良区事務所までお問い合わせ下さい。

・葛西用水路土地改良区 TEL 0480-47-3811 幸手市戸島2-155

※ 農地転用の目的欄は、適切に記入して下さい。